

2016年（平成28年）12月26日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市情報公開審査会  
会長 安富 潔

行政文書公開請求の公開拒否決定に関する異議申立てについて（答申）

2016年（平成28年）5月13日付けで諮問された「藤沢市字石原谷は昭和46年～53年に宅地造成された地区である。以下の情報公開を求める。5. 28年間汚水垂れ流し後H08（1996）ポンプアップ施工新築。6. 昭和58年（1983）〇〇〇〇開発地区雨水管未接続・検修状況の開示」の行政文書公開請求に対する公開拒否決定の件について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

藤沢市長（以下「実施機関」という。）が「藤沢市字石原谷は昭和46年～53年に宅地造成された地区である。以下の情報公開を求める。5. 28年間汚水垂れ流し後H08（1996）ポンプアップ施工新築。6. 昭和58年（1983）〇〇〇〇開発地区雨水管未接続・検修状況の開示」の行政文書公開請求に対し、2016年（平成28年）2月9日付けで行った行政文書公開拒否決定処分は妥当である。

## 2 事実

- (1) 異議申立人は2016年（平成28年）2月2日付けで、実施機関に対し、藤沢市情報公開条例（平成13年藤沢市条例第3号。以下「条例」という。）第10条の規定により、「藤沢市字石原谷は昭和46年～53年に宅地造成された地区である。以下の情報公開を求める。5. 28年間汚水垂れ流し後H08（1996）ポンプアップ施工新築。6. 昭和58年（1983）〇〇〇〇開発地区雨水管未接続・検修状況の開示」の行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件請求に係る行政文書を、「排水設備新設等確認申請書」（以下「本件対象文書」という。）と特定し、異議申立人に対し同月9日付けで、行

政文書公開拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

（３）異議申立人は同年４月２１日付けで、実施機関に対し、本件処分の取消しを求める異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

（４）実施機関は同年５月１３日付けで、藤沢市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対し、条例第１８条の規定により、本件異議申立てについて諮問した。

### ３ 異議申立人の主張要旨

#### （１）異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取消すとの決定を求める、というものである。

#### （２）異議申立ての理由

異議申立人から提出された異議申立書及び口頭意見陳述によると、異議申立ての理由は次のとおりである。

ア 回答担当は下水道整備課と業務課でしているのか。

イ 取扱文書は存在する。H13-2001情報開示入手書を一覧で添付する。

### ４ 実施機関の主張要旨

実施機関から提出された非公開理由説明書及び口頭意見陳述によると、実施機関が本件処分を行った理由は次のとおりである。

（１）情報公開の請求の際、その請求内容を明確にするために市民相談情報課にて行った異議申立人への聞き取りにおいて、請求文書は「排水設備新設等確認申請書」であることを確認した。

しかしながら、「排水設備新設等確認申請書」は５年保存の文書であり、保存年限満了により既に廃棄されており不存在であることから、行政文書公開拒否決定を行ったものである。

（２）異議申立人は異議申立書及びその添付文書の中で、「h13-2001. 情報公開開示入手書を一覧で添付する。」「取り扱い文書は存在する。」と主張し、添付書類に掲載されている「開発行為に関する協議書」の中に記載がある「公共下水道施設工事施工等承認申請書」の存在を主張しているが、異議申立人が考える請求文書が「公共下水道施設工事施工等承認申請書」であるとしても、同申請書は保存年限を満了しているため既に廃棄されており不存在である。

（３）また、異議申立人は申立ての理由の中で「回答担当は下水道整備課と業務課でしているのか。」と述べているが、「排水設備新設等確認申請書」及び「公共

下水道施設工事施工等承認申請書」の現在の所管課は下水道業務課であり、保存している過去の文書も含めて確認を行い、回答を行ったものである。

よって、実施機関による本件処分に違法ないし不当はなく、異議申立人の主張には理由がないことから、本件異議申立ては棄却されるべきである。

## 5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人及び実施機関の主張に基づき審議した結果、次のように判断した。

### (1) 本件対象文書について

異議申立人による本件請求は「藤沢市字石原谷は昭和46年～53年に宅地造成された地区である。以下の情報公開を求める。5. 28年間汚水垂れ流し後H08(1996)ポンプアップ施工新築。6. 昭和58年(1983)○○○開発地区雨水管未接続・検修状況の開示」の行政文書の公開を求めるというものである。これに対し、実施機関は、本件対象文書を「排水設備新設等確認申請書」と特定した。

### (2) 本件処分について

ア 実施機関は本件請求に対し、請求の趣旨と想定される文書として本件対象文書を特定し、本件対象文書は保存年限満了により既に廃棄されており不存在であることから公開拒否決定を行った。

イ これに対し、異議申立人は、「開発行為に関する協議書」の中に記載がある「公共下水道施設工事施工等承認申請書」を挙げ、「取扱文書は存在する。h13-2001. 情報開示入手書を一覧で添付する。」と主張するとともに「回答担当は下水道整備課と業務課でしているのか。」と疑念を呈している。

ウ 上記の点については、実施機関は、異議申立人が考える請求文書が「公共下水道施設工事施工等承認申請書」であるとしても、同申請書は保存年限を満了しているため既に廃棄されており不存在であり、「排水設備新設等確認申請書」及び「公共下水道施設工事施工等承認申請書」の現在の所管課は下水道業務課であり、保存している過去の文書も含めて確認を行い、回答を行った。また、当該文書の保存年限については法令による特段の定めはないが、施工に起因する不都合の発生等に伴う申請に係る確認を求められた場合等に対応するため、工事完成後一定期間は保存すべきであるから、その保存すべき期間を5年間と判断し、藤沢市文書取扱規程第40条別表5年の項11により保存期間を5年と定めて処理した手続は不合理とはいえない。

エ 以上のことに照らせば、本件対象文書は保存年限を満了しているため不存

在であるとする実施機関の主張については、必ずしも不合理な点はないものと認められる。

オ したがって、本件請求に対する行政文書は存在しないとする実施機関の処分は妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

以 上

## 別 紙

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容 等
2016. 2. 2	行政文書公開請求受付
2. 9	行政文書公開拒否決定処分
4. 21	行政文書公開拒否決定処分に対する異議申立書受理
5. 13	実施機関から審査会へ諮問書の提出
5. 30	実施機関から審査会へ非公開理由説明書の提出
6. 9	異議申立人から審査会へ意見書の提出
10. 3	異議申立人及び実施機関への意見聴取 審議
12. 26	答申

第16期藤沢市情報公開審査会委員名簿

(任期：2016年2月1日～2018年1月31日)

氏 名	役 職 名 等
◎ 安富 潔	慶應義塾大学名誉教授 弁護士 京都産業大学法務研究科客員教授
○ 小澤 弘子	弁護士
青木 孝	弁護士
金井 恵里可	文教大学国際学部准教授
河合 秀樹	弁護士

◎会長      ○職務代理者